

議案第18号

大田原市の豊かで美しい環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例  
の制定について

大田原市の豊かで美しい環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例を別紙の  
とおり制定する。

平成31年3月4日提出

大田原市長 津久井 富雄

## 大田原市の豊かで美しい環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、自然環境、景観及び市民の安全で安心な生活環境（以下「自然環境等」という。）と太陽光発電設備設置事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、本市の豊かで美しい自然環境等の維持及び保全を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー特別措置法」という。）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第4項第1号に規定する太陽光を再生可能エネルギー源とする設備（送電に係る電柱等を除く。）をいう。ただし、次に掲げる設備については、この限りでない。
  - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根又は屋上に設置する太陽光発電設備
  - イ 工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項第1号に規定する環境施設としての太陽光発電施設
- (2) 設置事業 太陽光発電設備を設置する事業又は太陽光発電設備を設置するために行う樹木等の伐採、土地の造成等による区画形質の変更を行う事業をいう。
- (3) 設置事業者 設置事業を計画し、これを実施する者をいう。
- (4) 発電事業 太陽光発電設備を用いて発電を行う事業をいう。
- (5) 発電事業者 発電事業を行う者をいう。
- (6) 事業区域 設置事業及び発電事業を行う一団の土地（太陽光発電設備に附属する管理施設、変電施設、緩衝帯等に係る土地を含む。）であって、柵塀等の工作物の設置その他の方法により当該土地以外の土地と区別され、継続的又は一体的に事業を行う区域をいう。
- (7) 土地所有者等 事業区域に係る土地の所有者、占有者又は管理者をいう。
- (8) 関係住民等 次に掲げる者をいう。
  - ア 事業区域の境界から規則で定める範囲の区域に居住している者
  - イ 事業区域の境界から規則で定める範囲の区域に土地又は建築物を所有している者
  - ウ 設置事業及び発電事業において影響を受けることが懸念される農林水産業その他の事業を営む者
  - エ 事業区域の境界から規則で定める範囲を含む自治会の区域に居住する者
  - オ その他生活環境上においてアからエまでに掲げる者と同程度の影響があると認められる者

### (基本理念)

第3条 本市における自然環境等は、先人が築き上げ、守り続けてきたかけがえのない「郷土の宝」であることに鑑み、市民共通の財産として現在及び将来の市民がその恵沢を享受することができるよう、行政、設置事業者、発電事業者、土地所有者等及び市民は、その維持及び保全を図らなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、この条例の適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講じなければならない。

(設置事業者及び発電事業者の責務)

第5条 設置事業者及び発電事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、自然環境等に十分配慮するとともに、災害等が発生する事態が生ずることのないよう必要な措置を講じなければならない。

2 設置事業者及び発電事業者は、関係住民等の意見を聴き、その意見を尊重し、常に関係住民等と良好な関係を保つよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、設置事業及び発電事業により、自然環境等を損ない、又は災害等が発生する事態が生ずることのないよう事業区域を適正に管理しなければならない。

(市民の責務)

第7条 市民は、第3条に規定する基本理念にのっとり、市の施策及びこの条例に基づく手続の実施に協力するよう努めなければならない。

(抑制区域)

第8条 市長は、次に掲げる区域に該当すると認めるときは、当該区域を太陽光発電設備の設置を抑制すべき区域（以下「抑制区域」という。）として指定することができる。

- (1) 豊かな自然環境が保たれ、地域における貴重な資源として認められる区域
- (2) 土砂災害その他自然災害が発生するおそれがある区域
- (3) 本市を象徴する魅力的な景観として良好な状態が保たれている区域
- (4) その他設置事業により、事業区域の周辺地域（以下「周辺地域」という。）に著しい影響を及ぼすおそれがある区域

2 前項の抑制区域は、規則で定める。

(設置事業の許可等)

第9条 設置事業者は、抑制区域を含み、又は発電出力が50キロワット以上の太陽光発電設備により事業を行おうとするときは、当該事業区域に係る設置事業に関する計画（以下「設置事業計画」という。）を定め、当該設置事業計画について市長の許可（以下「設置許可」という。）を受けなければならない。

2 設置許可を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 設置事業計画には、次の事項を定めなければならない。

- (1) 設置事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所所在地）
- (2) 事業区域の所在及び面積
- (3) 設置事業に係る工事施行者（以下「工事施行者」という。）の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所所在地）
- (4) 設置事業の完了時における土地の形状
- (5) 太陽光発電設備を設置する位置
- (6) 設置する太陽光発電設備の構造
- (7) 設置事業の期間及び工程
- (8) 設置する太陽光発電設備の発電出力
- (9) 自然環境の保全のための方策
- (10) 景観の保全のための方策
- (11) 排水施設、擁壁その他の土砂等の流出及び崩壊を防止する施設の計画
- (12) 太陽光の反射、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置
- (13) 前2号に掲げるもののほか、災害及び事故による被害を防止するための措置
- (14) 設置事業の施行に必要な法令及び他の条例に基づく許認可の取得に関する計画
- (15) 設置事業の完了後における太陽光発電設備の維持管理に関する計画
- (16) 発電事業終了後の太陽光発電設備の撤去及び撤去費用の積立てに関する計画  
（事前協議）

第10条 前条第2項の申請をしようとする設置事業者（以下「申請予定事業者」という。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に協議しなければならない。

2 市長は、前項の協議があったときは、当該申請予定事業者に対し、当該設置事業に係る必要な指導及び助言をすることができる。

（説明会の開催等）

第11条 申請予定事業者は、関係住民等に対し設置事業計画の周知を図るため、当該設置事業計画に係る事業区域内の公衆の見やすい場所に規則で定める標識を設置しなければならない。

2 申請予定事業者は、前項の標識を設置したときは、速やかに関係住民等に対し、設置事業計画についての説明会を開催しなければならない。ただし、市長が説明会を開催することが困難であると認めるときは、この限りでない。

3 関係住民等は、規則で定めるところにより、前項の説明会を開催した申請予定事業者に対し、設置事業計画に関する意見を申し出ることができる。

4 申請予定事業者は、前項の規定による意見の申出があったときは、規則で定めるところにより、当該申出をした関係住民等と協議しなければならない。

5 申請予定事業者は、第1項の標識を設置したとき、第2項の説明会を開催したとき、第3項の規定による意見の申出があったとき、又は前項の協議を行ったときは、規則で

定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(設置許可の基準等)

第12条 市長は、設置許可の申請があったときは、当該申請に係る設置事業が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、設置許可をしてはならない。

- (1) 周辺地域における自然環境を害するおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。
- (2) 周辺地域における景観を害するおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。
- (3) 周辺地域において土砂崩れ、氾濫その他の災害を発生させるおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。
- (4) 設置事業の完了時における事業区域の高さ、法面の勾配、土地の造成を行う面積等の造成計画が宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）その他の関係法令（次号及び第6号において「関係法令」という。）及び規則で定める基準に適合していること。
- (5) 排水施設、擁壁その他の施設が関係法令及び規則で定める基準に適合していること。
- (6) 地形、地質及び周辺地域の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき措置が、関係法令及び規則で定める基準に適合していること。
- (7) 周辺地域における道路、河川、水路その他の公共施設の構造、管理等に支障をきたすおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。
- (8) 太陽光の反射、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置その他の関係住民等の生活環境を保全すべき措置が講じられていることとして規則で定める基準に適合していること。
- (9) 設置する太陽光発電設備が電気事業法（昭和39年法律第170号）、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令の基準に適合していること。
- (10) 市の総合計画、環境基本計画、都市計画、農村環境計画、森林整備計画、土地利用調整基本計画その他の将来計画に適合していること。
- (11) 前条第2項の説明会及び同条第4項の協議を適切に実施していること。

2 市長は、第9条第2項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、設置許可をしないことができる。

- (1) 設置事業計画を実施するために必要な資力及び信用を有すると認められないとき。
- (2) 第18条の規定により設置許可又は変更許可を取り消された日から起算して5年を経過しないとき。

3 市長は、自然環境等への被害の発生の防止のために必要があると認めるときは、設置許可に条件を付することができる。

(標識の掲示)

第13条 設置許可を受けた設置事業者（以下「許可事業者」という。）は、当該設置許

可に係る設置事業（以下「許可事業」という。）を実施している間、当該許可事業の事業区域内の公衆の見やすい場所に、規則で定める標識を掲示しなければならない。

（関係書類の閲覧）

第14条 許可事業者は、規則で定めるところにより、許可事業を実施している間、この条例の規定により市長に提出した書類の写しを、関係住民等の求めに応じ、閲覧させなければならない。

（着手の届出）

第15条 許可事業者は、許可事業に着手しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（完了の届出等）

第16条 許可事業者は、許可事業を完了したときは、規則で定めるところにより、完了した日から起算して10日以内に、市長に届け出なければならない。許可事業を廃止したときも同様とする。

2 市長は、前項前段の規定による届出があったときは、速やかに、設置許可の内容に適合しているかどうかについて検査し、適合していると認めるときは、許可事業者に検査済証を交付するものとする。

3 許可事業者は、前項の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該許可事業に係る太陽光発電設備を使用してはならない。

（設置事業の変更許可）

第17条 許可事業者は、第9条第3項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更について市長の許可（以下「変更許可」という。）を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 変更許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 許可事業者は、第1項ただし書の軽微な変更をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに、市長に届け出なければならない。

4 第10条から前条までの規定は、変更許可について準用する。

（設置許可又は変更許可の取消し）

第18条 市長は、許可事業者又は変更許可を受けた許可事業者（以下「変更許可事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、設置許可又は変更許可を受けたとき。

(2) 設置許可又は変更許可を受けた日から起算して1年を経過する日までに当該設置許可に係る設置事業に着手しなかったとき。

(3) 設置許可又は変更許可を受け、当該許可に係る設置事業に着手した日後1年を超える期間引き続き設置事業を行っていないとき。

- (4) 第12条第1項（前条第4項において準用する場合を含む。）に規定する要件を満たさない設置事業を行ったとき。
- (5) 第12条第3項（前条第4項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。
- (6) 前条第1項の規定に違反して変更許可を受けずに設置事業を行ったとき。
- (7) 第31条第1項又は第3項の規定による命令に従わないとき。

（設置事業の届出）

第19条 設置事業者は、抑制区域を含まない事業区域であり、発電出力が10キロワット以上50キロワット未満の太陽光発電設備により設置事業を行おうとするときは、規則で定めるところにより、当該設置事業の着手前に市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出を行った設置事業者（以下「届出事業者」という。）に対し、当該設置事業に係る必要な指導及び助言をすることができる。

（届出に係る設置事業の周知）

第20条 前条第1項の規定による届出を行おうとする設置事業者、又は届出事業者は、設置事業の着手前に、関係住民等に対し当該設置事業の周知を図り、当該設置事業への理解を得るよう、第11条の規定に準じた対応に努めなければならない。

（設置事業の変更の届出）

第21条 届出事業者は、第19条第1項の規定により届け出た内容を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（発電事業の開始の届出）

第22条 発電事業者は、発電事業を開始したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

（太陽光発電設備等の適正管理）

第23条 発電事業者は、当該発電事業を実施している間、自然環境等を損ない、又は災害等が発生する事態が生ずることのないよう当該事業区域及び使用する太陽光発電設備を適正に管理しなければならない。

（異常発生時の対応）

第24条 発電事業者は、事業区域及び使用する太陽光発電設備に異常が生じたときは、速やかに現地を確認し、早急に必要な措置を講ずるとともに、当該異常について事業区域の周辺に居住する住民に周知し、及び市長に通報しなければならない。ただし、軽微な異常のときは、この限りでない。

2 市長は、発電事業により、自然環境等を損ない、又は災害等が発生する事態が生ずるおそれがあると認めるときは、当該発電事業者に対し、当該事態が生ずることを防止す

るために必要な措置を講ずることを求めることができる。

- 3 市長は、前項に規定する場合において、同項の事態が発電事業者以外の者の行為によるものであるときは、当該者に対し、同項の措置を講ずることを求めることができる。

(発電事業の変更の届出)

第25条 発電事業者は、国に発電事業に関する変更の手続をしたときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(発電事業終了時の適正処分等)

第26条 発電事業者は、発電事業を終了するときは、太陽光発電設備その他当該発電事業に用いた設備等を速やかに撤去し、及び適正に処分しなければならない。

(発電事業の終了の届出)

第27条 発電事業者は、発電事業を終了するときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(報告の徴収)

第28条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、設置事業者、工事施行者、発電事業者又は土地所有者等に対し、報告を求めることができる。

(立入検査)

第29条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、設置事業者、工事施行者又は発電事業者の事務所若しくは事業所又は事業区域に立ち入り、設置事業若しくは発電事業の状況若しくは施設、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第30条 市長は、許可事業者にあつては設置許可を受けた設置事業計画、変更許可事業者にあつては変更許可を受けた設置事業計画に従って事業を施行していないと認めるときは、当該許可事業者又は当該変更許可事業者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

- 2 市長は、第9条第1項、第17条第1項、第19条第1項又は第21条第1項の規定に違反した設置事業者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

- 3 市長は、第16条第2項(第17条第4項において準用する場合を含む。)の規定による検査の結果、設置許可又は変更許可の内容に適合しないと認めるときは、当該許可事業者又は当該変更許可事業者に対し、その内容に適合するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。



4 市長は、第22条、第23条、第24条第1項、第25条、第26条又は第27条の規定に違反した発電事業者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

(命令)

第31条 市長は、許可事業者又は変更許可事業者が、正当な理由なく、前条第1項の規定による勧告に従わないときは、当該許可事業者又は当該変更許可事業者に対し、工事その他の行為の停止を命じ、又は相当の期限を定めて太陽光発電設備の除却、事業区域の原状回復その他の違反を是正するため必要な措置を講ずることを命ずることができる。

2 市長は、前条第2項の設置事業者が、正当な理由なく、同項の規定による勧告に従わないときは、当該設置事業者に対し、設置事業の中止を命じ、又は相当の期限を定めて太陽光発電設備の除却、事業区域の原状回復その他の違反を是正するため必要な措置を講ずることを命ずることができる。

3 市長は、許可事業者又は変更許可事業者が、正当な理由なく、前条第3項の規定による勧告に従わないときは、当該許可事業者又は当該変更許可事業者に対し、相当の期限を定めて、太陽光発電設備の除却、事業区域の原状回復その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(公表)

第32条 市長は、第18条の規定による許可の取消しをしたとき、又は前条の規定による命令をしたときは、次の事項を公表することができる。

(1) 当該許可の取消し又は命令を受けた設置事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 当該許可の取消し又は命令の内容

2 市長は、設置事業者がこの条例に基づく届出、申請、報告等において、虚偽記載等の不正行為を行ったと認めるときは、次の事項を公表することができる。

(1) 当該設置事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 当該設置事業者が行った不正行為の内容

3 市長は、第30条第4項の規定による勧告を受けた発電事業者が、正当な理由なく勧告に従わないときは、次の事項を公表することができる。

(1) 当該勧告を受けた発電事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 当該勧告の内容

(土地所有者等に対する求め)

第33条 市長は、設置事業又は発電事業が行われた土地において、自然環境等を損ない、又は災害等が発生する事態が生ずるおそれがあると認めるときは、当該土地所有者等に対し、その防止のために必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 市長は、設置事業者又は発電事業者が設備撤去を適切に行わなかった場合には、土地所有者等に設備撤去を求めることができる。

(委任)

第34条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第9条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に着手する設置事業について適用する。

3 前項の規定にかかわらず、施行日前に再生可能エネルギー特別措置法第9条第3項の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けているときは、第19条の規定を準用する。この場合において、「抑制区域を含まない事業区域であり、発電出力が10キロワット以上50キロワット未満の太陽光発電設備により設置事業」とあるのは、「設置事業」と読み替えるものとする。